

事務連絡  
令和6年1月9日

北陸農政局管内各県  
多面的機能支払交付金 担当課長 殿

北陸農政局農村振興部農地整備課長

災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱い等について

日頃より多面的機能支払交付金制度の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。

標記について、別添のとおり農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長より事務連絡がありましたので、ご了知の上、貴県管内の市町村及び推進組織に対し、周知をお願いいたします。

また、復旧作業においては、日頃行わない危険を伴う作業が発生するとともに、天候もすぐれない時期であることから、活動組織が安全管理に留意するよう指導をお願いします。

事務連絡  
令和6年1月9日

関東農政局農村振興部農地整備課長  
北陸農政局農村振興部農地整備課長  
東海農政局農村振興部農地整備課長

} 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課  
多面的機能支払推進室長

### 災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて

令和6年能登半島地震により、各地の農地・農業用施設に甚大な被害が発生していることを踏まえ、下記のとおり多面的機能支払交付金を災害復旧に活用可能であることについて、貴職から管内の関係する県に対し周知するとともに、県から管内の市町村等に周知するようお願いする。

#### 記

- 1 活動計画書に位置付けている農用地、水路、農道、ため池について、農地維持活動による土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能。
- 2 甚大な自然災害の場合には、被災した施設の小規模な補修や復旧等に交付金を重点的に活用することが可能。これにより計画していた活動が実施出来ず活動要件を満たすことが困難となった場合は、地方農政局等からの特例措置の承認を受けることで交付金の返還が免除。
- 3 災害対応に十分な資金が確保出来ない場合には、別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能。

以上